

## 第 12 回津地区合併協議会（法定）

### 会議録（要旨）

日 時 平成 15 年 10 月 23 日（木）午後 1 時 00 分～午後 3 時 26 分  
場 所 久居市総合福祉会館 大集会室  
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

#### 1 開 会 事務局長あいさつ

#### 2 会 長あいさつ

どうも皆さん。今日は 12 回目の協議会です。月 2 回くらいの割合でお願いをしておりますので、結構度々になりまして申し訳ありません。お忙しい中ではありましょうけれども、ひとつよろしく願いをいたします。今日は報告事項が 4 件と、それから前回提案を致しました協議事項が 6 件、このことを中心にいたしまして、また新しいまちづくり計画もお願いをする。こういうことになっておりますので。そんなに長い時間は取れませんけれども、どうぞ、実のあるご議論を、お願いをしたいと思います。終わり。

事務局長 それでは、会議次第 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、恐れ入りますが、会長、議長席までお願いいたします。なお、本日芸濃町長の横山委員がご欠席のため、津地区合併協議会規約第 7 条第 3 項の規定によりまして、芸濃町収入役長尾光秀様が代理出席されております。また、渡邊委員からは欠席との連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。それでは、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、協議会規約第 9 条第 2 項の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。よろしく願いをいたしたいと思います。今日の会議であります。代理でご出席の一人を含め委員 24 人出席でございます。第 9 条の規定を満たしております。当会が成立しておりますことを、まずご報告を申し上げまして、今日の会議録の署名委員を私からお願いをいたします。美杉村長の結城委員さん、お願いをいたします。それから、芸濃町議会市町村合併調査特別委員長の柴田委員さん、お願いをいたします。それから、3 号委員から、木下委員さん、お願いをいたしたいと思います。よろしく願いします。では、報告事項につきまして、まず、状況から一括して 42 号から 45 号までをご説明を申し上げます。

#### 3 議 事

##### （ 1 ）報告事項

- ・ 報告第 42 号 消防部会消防総務分科会の事務事業調整方針について
  - ・ 報告第 43 号 教育文化部会教育施設分科会の事務事業調整方針について
  - ・ 報告第 44 号 教育文化部会図書分科会の事務事業調整方針について
  - ・ 報告第 45 号 教育文化部会短期大学分科会の事務事業調整方針について
- 資料に基づき事務局長から一括して報告

会 長 説明は以上のとおりです。42号から45号まで。ちょっと、消防の項目ももうございましたが。かいつまんでご説明を申し上げました。ご質問がございましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 それでは、特にご質疑もございませんようですから、報告42号から45号まで原案どおり承認とさせていただきます。報告事項につきましては以上です。ありがとうございました。

(2) 協議事項

・協議第30号 自治会等の取扱いについて

それでは、本日の協議事項に入ります。まず、協議第30号、自治会等の取扱いについての協議をお願いをいたしたいと思えます。この内容ですけれども、町自治会長、それから地区自治会連合会長の報奨金、それから地区自治会の連合会の活動、地区自治会の活動、それから町自治会の活動、市政だより配付、こういったような5つの項目でございます。調整の内容といたしましては、5項目すべてにつきまして、新たに制度を制定していくと、合併と同時に新市の制度を作っていくと、こういうふうにしております。その具体的内容でございますが、合併によりまして単位自治会の数が948、約1,000に近い大きな数になります。当面は旧市町村単位での地域別連合会として組織される方向であります。地域別の連合会組織へ支払います補助金等につきましては、基準を統一をいたしますが、合併時には津市の例によりまして暫定基準により運営をいたします。暫定基準による積算と、それから今の現給総額というんでしょうか、10の市町村がそれぞれ財政支出をしております総額を比べまして、著しく差が生じる場合には新たな基準策定までは補填措置を講じる。こういう内容になっております。それから、広報等の配付につきましては、新市移行時に即混乱を起こさないように、今行われている配付方法、つまり自治会から各戸へ配付するという方法を基本といたしたいと思えます。それから、配付にかかります経費の算定等につきましては、現在の各市町村の実態等を踏まえまして、合併時までに調整をいたしたいと思えます。以上のような内容でございますが、資料をご覧になりながら、ご質疑等がございましたらお願いを申し上げたいと思えます。はい、どうぞ、豊田委員さん。

豊田委員 では、失礼します。ちょっと事務局の方へお聞きしたいのでございますが。この自治会活動について、いろいろ論議をされたと思うのでございますけれども、私どもでは、やはり自治会のあり方については、どのような論議がなされたんだということが質問でございましたので、お伺いをしたいと思えますので、よろしくお願いします。

会 長 はい。かしこまりました。それじゃ、ちょっと、部会の方でこれをまとめたというか、いろんな議論をかいつまんで説明をしてください。どうぞ。

市民部会 自治会のあり方についての議論の経過ということでお尋ねがございました。自治会の組織につきましては、自治会さんにおいて調整されるということでございますけれども、最終的にはひとつの旧の市町村単位でひとつの組織が望ましいと。そして、各地域別に正式な連合会というような形で設立がなされていくのだと考えておまして、また、地域別の連合会の意見調整の場といたしましては、新市で1組織の連絡協議会的な組織、これも必要ではなかろうかと考えております。そして、自治会のあり方の中味の検討でございますが、今回検討が重点的に行われました協議内容といたしましては、補助の額がメインの論議ということになっておまして、それには議論を重ねてきた経過がございます。そういった中で市の果たしていくべき役割でありますとか、自治会が地域を良くして行こうとする役割、それぞれを検討して必要があるというのは、ご指摘のとおりでございますけれども、残念ながら、今回の協議の中でそういう自治会のあり方まで踏み込んでという協議は若干少なかったように思われますが、以上でございます。

会 長 どうぞ。

豊田委員　　そうしますと将来的には、新市になった時点かも分かりませんが、そういうふうな基本的な自治会のあり方というものが今後検討されるということで捉えてよろしいのでございましょうか。

会　　長　　どうぞ。

市民部会　　自治会のあり方につきましては、例えば今回にございまして、自治会さんにいろいろお願いしております業務、内容といいますか、そういう点も種々わかれておりまして、多岐に渡っておる訳でございます。例えば、環境づくりの面でございますとか、地域づくりの面、いろんなこと、いろんな業務といいますか、そういったところの自治会さんに委託されている部分もございまして、そういったところ、新しい市町村におきまして、均一化、均質化、業務内容を加味してというか、均等化等々、当然考えていかなければならないと。そのように考えております。

会　　長　　よろしゅうございますか。はい。それじゃ、ちょっと待ってくださいね。一志町長さん、どうぞ。

前山委員　　関連するかも分かりませんが、先般、祭りでありますとか、文化活動への調整とか、いろいろご協議がございましたが。ああいったものは、いわゆる自治会もそうなんですけど、要するに自治体と住民との最先端で密着している部分がある訳ですね。従いまして、これを新しく制度を定めてやっていただく場合にも、個々のこれまでの経過なり、自治会にお願いをしてきた、そういったことをつんとしてしまうと、どうもまちづくりがうまくいかないような、なんか合併したから、こういうことになってしまったとかいうふうなことにもなりかねませんので、これらについて調整をいただく時にはいろいろ、それぞれ、相当の違いがある訳でございます。まして、また先程説明がありましたように、あるひとつの目的を持って委託料を支払っているというのが、これまでのうちの場合が入っておる訳でございます。そういったところを十分精査をいただき、これまでの経緯を久しく続けていただくようなことも考えながら、お願いを申し上げたいなと、そういうふうなふうに思います。

会　　長　　野田さん、何か今の前山さんのお話で申し上げておくことがあれば、はい。

市民部会　　今までの自治会さんをお願いをしておりまして、いろいろの事業の経過尊重、それは当然と考えておるわけでございます。ただ、私も市民部会の関係でちょっと考えておりますのは、例えば、前回の協議会のところで、ご報告させていただいたわけでございますが、地域づくりのところがございました。いわゆる道路の舗装でございますとか、道路の補修ですね、補修でございますとか、簡易水道、景観整備、環境面、草刈りとか溝掃除の部分でございます。そして、祭りとか盆踊り、ここの部分も自治会さんで、はだてていただいております。そういう経過も重々、市町村さんであろうかと思っております。ただ、そういう各事業につきましては、今後につきましては、例えば、市道になりまして、その道路の草刈りでありますとか、簡易水道でありますとか水道局、そういった個々の所管において、それぞれの存続の必要性でございますとか、そういったところの検討を整理されて今後も続けられていくと。そのような形になるうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会　　長　　前山さん、よろしいか。

前山委員　　まだ、十分理解できませんで、恐縮です。一人ばかり言うのもいけないので何ですが、ひとこと言うのを忘れましてなんですが。うちの場合にはごみ収集に当たりましての、助成金を出して、委託金でございますが、出しておりまして、それが非常に大きな成果をあげたと、約20%も、この一般ごみの排出量が減ったというふうな実態もございまして、いろいろこの自治会に対してのお願いをこれまで、最先端の行政をむしろ担っていただいております自治会でございますので、十分にご検討をご要望申し上げます。このように思います。終わります。

会　　長　　それじゃ、水谷さん。

水谷委員　　先程、いろいろ事務方の説明をお話聞きまして、ますます、これは大変だなという

感じを率直にいたしました。ということは、この制度が合併と同時に発足していくというようなタイトルに調整の内容はなっておりますが。果たしてスムーズにいくだろうか。というのは、私どもの対策委員会の中で大変な議論なんです。つまり、自治会というのは、自治会そのものは自主的な団体であって、行政の組織に組み入れられた機関でも何でもなし。そういう面からいきますと、最初から、これ報奨金の調整に重きを置いたということでありまして、当然その面が何故かということで、もっと掘り下げて議論しなきゃならん。それは行政の方が自治会に便乗して何かを委託するとか、何かをお願いしているから、そういう内容の変化が出てきておるんであって、出てきておる金額をどうだという議論は、ちょっと筋違いじゃないかというのが、やっぱり出てくるんですね。つまり、自主的なところに問題を置くということであれば、はじめから、それは自治会の連合会でもいいし、或いは地域のそれぞれの代表的な意見を聞いてくれたんか。そんなこと全くないやないかというような話から入ってきますと、いったい、業務内容というのは、どんなふうに行行政は考えておるんだらうな。どういう仕事を委託とか、依頼するんだらうか。その調整がまず、先ではなかろうかということ世論の中には必ず出てきます。それを抜きにして、このことが先行したことは少し行政としては分析が足らんのではないか。もし、そういうことが大丈夫だということであれば、自治会の特に自治組織とはあんまり今度は頼りにしなくてもいいんだな、仕事は強制されるんだな、こういう受け止めをさせてもらいたい。こういう話になってくるんですね。従って、どういうふうなやり取りがあったか私は分かりませんが、先程の話の中では、ほとんど、これの解明をできてない。だから、再度、もういっぺん、自治会の業務内容をどういうふうに考えているんかということに絞って、ご説明をいただきたい。まず、これがひとつです。それから、もうひとつは、とりわけ、これから先のことではありますが、この自治会の組織を行政はどういうふうに活用していくのか。こういう視点がはっきり出てないじゃないの。あくまでも自主的な団体に任せていて、困った時だけお頼みすると、こういうふうな話なのかどうなのか。それによっては、このあげようについて、やはり、その点整理をしてもらわんと、これから先の問題については、議論も出来ないし、補填をやるて何をやるんだ。いったいぜんたい、補填の事業というのは、どういうことをさしているんだということまで、疑心暗鬼になってくると、こういうことが私どもの中では素朴な問題として出ておりますので、ひとつ、事務方の方の説明をお願いしたいと思います。以上です。

会 長 野田さん、どうぞ。

市民部会 業務内容の関係でございますが、どのように業務内容を自治会にお願いするのか絞っていくかということで、ちょうだいいたしました。いわゆる今現在お願いいたしておりますのは、先程ご質問をちょうだいいたしました、いわゆる過去からの経緯、いわゆる密着した業務をお願いしておるといって、それらを尊重していくという立場に立った形で、業務内容の方も現行では整理をさせていただいておるところでございます。これからということになりますと、先に申し上げましたように、いわゆる運動会でございますとか、祭りでございますとか、地域づくり、それぞれの担当所管において、存続の必要性等々を検討なり、精査していく中で、整理をさしていくという形で自治会さんの方の業務の内容は絞っていくところでございます。また、組織の、自治会組織の面につきましては、いろいろとご意見もあろうと思います。いろいろ市の役割、自治体が果たす役割、それらを考えた中で、単位、それから地域連合会とか、そのような形の組織づくりが必要ではなかろうかと考えておるところでございます。

会 長 はい、どうぞ。

長谷川委員 河芸町ですけど。今特別委員長がおっしゃいましたが、簡単に言いますと、だいたいの自治会長さんを分権型社会の構築と、議長さんいつも言われてますが、それを前提とした場合に、自治会長さん中心にこれからやっていかならん時代がこれから来ますし、現在もそうですけども。それを河芸町の場合に当てはめると、例えば、一般

的な町でやっておられるような仕事と、仕事の内容がそれに加えて、例えば、道路の買収でも行政でいかな時には自治会長さんに頼んで、側面からお願いをすると、これが多いですな。それから、いろいろな関係で、地域づくりもそうですけども。環境の問題もそうです。それから、立会いですな。これ、役場がいつてあかんとこを自治会長さんに立ち会ってもら。都会の自治会長とは全く違う、業務内容が全く違う。全面的にいろいろな面から多面的に協力いただいております。それを前提として謝金を出しておりますので、密接にこうだとはいきませんので、今の話がありますように、そういう意見をいろいろ聞きながら、内容もちゃんと考えて、段階的にやってもらわんと、合併したからするか、そういうことでは、いけないと思いますので。河芸町の場合、その問題で長いこと時間がかかりました。ですので、そういうことを踏まえて、ひとつお願いしたいと思います。

会 長 はい。他に自治会の問題でいかがですか。どうぞ。

海野委員 安濃町ですけども。自治会の全般的に通して、基本的な考え方と申しましょうか、要望を申し上げておきたいと思います。市町村合併が進んでまいりまして、10の市町村が大きな市になる訳でございます。そういった中で、サービスの向上もありましようけれども、大事なのは、住民の方々が自治意識を持つという、住民自治意識を持つということが、非常に大事だと思っております。そういう中で、その住民の方々が、それぞれの住民の自治意識を高めるためには、何が必要かと申しますと、それは自治会が大きな役割を果たす。このように考えております。ただ今、いろいろ議論をされておりますし、そして、また、事務局もお考えをいただいておりますけれども、組織のきめ細かさ、そして、また、活動費ですね。それは自治会のあり方、そして、もう1点は10市町村のそれぞれの自治会のやり方が違ってきておりますので、地域、地域のこれまでの自治会のあり方、やり方、方法、そういったものも、十分に配慮していただきたい。新市になりますれば、そこに住まわれる方々の、住民の方々が自分たちの地域は自分たちで作っていきこうというような、意識が芽生えるような組織にしていきたい。これは、活動費もしかりでございますし、そして、また、組織もそうだと思っておりますので、その辺のところを是非、重点的にお考えいただいて、これからの調整をしていただく際につきまして、お願い申し上げたい。こんなふうに思っております。

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、どうぞ。

池田委員 久居市の池田でございます。今、いろいろとご意見が出ておりますように、10市町村、自治会の取り組みがそれぞれ違うわけございまして、新たな制度を制定するという、調整内容になっておるんですけども。大変難しいかと思っておりますが、そういった違いの中で、補助金等もかなりの格差がございます。平成14年度の実績も一番安いところは、一世帯当たり1,826円、一番高いところは5,711円という、開きがございまして、今回、津市の例により暫定基準でということで、試算が出されておりますが、この調整額が試算額を上回る調整額で調整せざるを得ないような実態となっておりますが、当然新たな制度を制定することになれば、経費についても、一世帯当たりの費用については、統一化が図られていくと。こういう理解でいいですか。

会 長 いかが。

市民部会 統一化と言いますと、端的に申し上げれば、そのような形になろうかと思っておりますが、ただ、今までの経過等々を踏まえて考えておりますには、基準を新たな制度を策定するという形の、その形、基準をいわゆる事業の内容の成果と、そういうのを勘案いたしまして、やっていくという形でございますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

会 長 よろしいか。どうぞ。

池田委員 一つの市になるわけですと、当然一つの市の中の自治会、あるいは自治会長等になるわけですね。それぞれ公平な取扱いで調整をしていただくように、お願い申し上げ

ておきたいと思います。

会 長 いかがでしょうか。自治会のあり方についての基本的なご所見もいただいたんですけども。皆さんの議会の中でも、これはいろんな議論が日頃からある問題だと思います。私も自治会の活動を評価しておりますけれども。でも、行政の従属する機関というふうには見ておりません。これは皆さんもそうだと思います。一緒に同じ目的を持って仕事をしていくパートナーとして、ご覧になっていると思いますけれども。でありますから、そのためにお願いしていく仕事の経緯については、行政の方からも見ていこうと、というのが、今までのひとつの従来の経過だと思いますけれども。先程、野田が申しあげましたように、新たな制度と申しまして、従来からの経過を引っ張っていくような考え方です。だから、今そんなにドラスティックですね、自治会と行政との関係というのは、変化を構築することはなかなか出来にくいと思いますね。私の方でも、新しいアパートがどんどん出来てきて、その住民さんばかりの自治会感覚と、それから少し、何ていうか、今までからの自治会、これ随分、また、違う実態もございまして、これはこれから、少し世の中の流れというのはへんなことですけども。そういう社会の実態に合わせて関係も変わっていくのかと思いますが、しかし、少なくとも今は、やっぱり共存といいたしましうか、コラボレーションといいたしましうか。自治会と一緒にやっていくのが、ひとつの地方都市のあり方かな。こんなふうにも思っております。分科会でも、いろいろとそういう議論があったように思いますけれども。今、いただきましたご意見も、きっと部会で出てきた意見だと思います。そのへんのところをこなし、ひとつのまとめ方でございますので、いろいろとご懸念のところはあるかと思いますが、私としては、こういう形で、ひとつ、合併時にスタートして、そして、自治会のご意見なんかも、また、折々聞いていく。そして、申しあげましたように、それぞれの事業実施部局は、また、仕事を調整していく。こういった部分は自治会にお願いをしていく。こういった部分は、そうじゃなくて、別の団体にとか、いろんな整理もあると思いますので、そのへんのところをご理解をいただきます、調整案をご確認いただきたいと思います。私はそんなふうに思います。いかがございましょうか。少し私の気持ちの考えも申しあげましたけども。そういう気持ちのもち方で自治会との事業調整をやっていくということで、ご同意いただけますでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。非常に難しい問題でございますので、いろいろなご意見もおありかと思っておりますけれども。それでは、この項目の調整案につきまして、ご所見を申しあげましたようなまとめといたします。

・協議第 31 号 各種事務事業の取扱いについて  
男女共同参画関係《協定項目》

会 長 それでは、次に各種事務事業の取扱いについて、男女共同参画関係のご協議を、お願いをして参りたいと思います。調整の内容といたしましては、いろんな分野で男女が共に参画して、こうやって豊かな人生を送ると。こういうことの実現のために男女共同参画条例を制定いたしまして、男女共同参画都市宣言を新市において行くと。こういうような考え方でまとめておりますが。このことにつきまして、何か川上さん、少し具体的に説明していただくことがあれば、いいですか。なきゃ、皆さんのご意見を伺っていきます。あっ、どうぞ。

池田委員 久居市の池田でございます。意見でも何でもありませんが。9ページに、新たな条例については、津市、久居市の条例の特徴を踏まえて、こういうふうに記載されておるんですが。久居市の場合、まだ条例が出来ておりませんので、うそを言うたらあかんやないかと、議会でご指摘をいただきましたので。来年の3月に策定する予定でございますので、ここの久居市は外しておいていただきたい。こういうことです。

会 長 失礼いたしました。いいですね。事務方、いいですね。いかがでございますか。よろしゅうございますか。今の久居市長さんから、ちょっと直しとけと言うお話がありました。はい、どうぞ。木下さん。

木下委員 はい、すいません。木下です。男女共同参画事業って、これ、こういうのは、先ごろ再三こういう形で出てくるんですが、なかなか、建前は賛成、でも、現実はどうなんだろう。特に私女性の立場で、ひとつ大きくお願いしたいと思っておりますのは、最近ひとつの想定が出来ておりまして、例えば、育児休業でも取りたいと思っている方は10人に7人もいらっしゃるそうです。ところが、実態は千人に3人だそうです。こういった、やはり建前は賛成、だけど、現実はという、男女、特に女性のためだけではなくて、男性のそういった社会の取り組み方というの、視点に合わせていただいて、是非いい施策が出てくることを期待しています。以上です。

会 長 はい。女性の立場から、ご期待のご意見もありましたけれども。そのご意見、それから、久居市長さんの一部修正のご意見、そういったところを入れましての、内容の確認をいたしたいと思っております。協議第31号、いかがでございますでしょうか。こういった形でよろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、その内容で確認といたします。

・協議第32号 各種事務事業の取扱いについて  
人権施策

会 長 それでは、続きまして、協議第32号、各種事務事業の取扱いについて、人権施策について、協議をお願いをいたしたいと思っております。この内容は、集会所とか、会館、そういう名前の施設の維持管理運営事業、それから人権、同和問題の事業補助金、運動団体等の補助金であります。この補助金の問題。それから、隣保館の運営事業の3項目です。まずは、集会所とか会館の維持、管理運営事業の調整内容といたしましては、これも合併と同時に新たに制度を制定するということになっておりまして。調整の具体的内容といたしましては、施設の日常の管理、運営に掛かる補助金、それから、委託料につきましては、合併時までに地元自治会と協議を行いまして、平成16年度で廃止をいたします。また、施設の維持、管理に要する経費の負担につきましては、現行のまま、新市に引き継ぐということにしております。続きまして、人権、同和問題事業補助金、これ先程も申し上げましたが、運動団体等の補助金であります。調整の内容といたしましては、これも表現は新たに制度を制定する。合併と同時に。調整の具体的な内容といたしましては、新市におきます当該補助金のあり方について、合併時までに津市の考え方を元にいたしまして調整を図る。こういうことにいたしております。それから、隣保館の運営事業でございます。調整の内容といたしましては、新市に移行後も当分の間、現行のとおりとして、いろんな問題が出てくれば、随時調整をしていくと。概ね、合併後3年程度。こういうかっこうでいこうじゃないか。こういうのが、調整の具体的な内容でございます。基本的には職員体制等も含めまして、現行のまま新市に引き継ぐものをお願いをいたしたいと思っておりますが、施設使用料につきましては、合併後3年程度を目途に調整をしまいたい。こんなふうに思います。まとめられましたのが、以上のような内容でございます。ご質疑がございましたら、お願いを申し上げます。いかがでございますでしょうか。ご理解をいただきますれば、こういった内容でまとめさせていただきたいと思っておりますが、ご異存ございませんか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、原案のとおりの内容で確認をさせていただきます。

・協議第33号 各種事務事業の取扱いについて

## 国内・国際交流関係

会長 次に、協議第 33 号でございます。各種事務事業の取扱いについて、国内・国際交流関係につきまして、協議をお願いをしたいと思います。この内容は国際交流事業一般事業の 1 項目でございます。調整の内容は新市に移行後速やかに調整する、合併後 1 年程度という調整内容になっております。具体的内容といたしまして、各市町村の事業は存続をする。それから、白山町さんが採用なさっている国際交流員は町独自の必要性からの制度のために、一旦廃止をいたしまして、改めて新市全体での国際交流計画で位置付けをしたいと。それから、各市町村の中学生、高校生の海外派遣事業につきましては、津市の例により、存続をさせていく。それから、津市国際交流事業補助金に掛かる海外派遣等への津市補助金交付事業は存続をする。それから、津市、久居市、河芸町にある国際交流協会は新市において、それぞれの特性を活かしながら、相互に補完しながら、国際交流事業を行っていく。国際交流基金は原則として一元的に管理、運営をいたしますが、美杉村の基金につきましては、国際交流該当部分を分離をいたしまして、同様の管理を行っていくという内容でございます。以上につきまして、ご質疑等がございましたら、お願いをもうしあげます。はい、どうぞ。

柴田委員 芸濃町の議会を代表して、お願い等もございまして、お答え願いたいと思います。私ども、アメリカのカリフォルニアのチュアラ学校という学校と 1980 年、平成元年に姉妹校ということで、平成 11 年から芸濃町の方から或いはチュアラ学校の方からと交流をしておる訳で、その負担部分について、費用の 3 分の 2 をもって、子どもには 3 分の 1 の負担で行っておる訳で、それもずっと継続するつもりで、アロマ家に小学校の高学年の時から中学校へ行ったら英語をマスターして、チュアラ学校へ行くんだ。アメリカへ行くんだという気持ちは今でも変わらないというふうに思っておりますし、負担にしても 3 分の 1 出せば行けるというふうに子どもは思っておる訳でございます。そういった観点から外人の先生を派遣して英語の勉強は、芸濃町では平成 10 年から平成 16 年の 3 月 31 日までの契約で、現在英語の勉強を国際時代に向かってやっているということで、津の例に合わすということになると、負担額の問題になる訳でございますが、分科会とか専門部会或いは幹事会で、いろいろ議論、議論じゃなく話し合いをしていただいて、こういう結果になったと思われましても、その過程を少しお話をさせていただければと思います。

会長 今、独自の交流事業を行ってらっしゃるお話がありましたけれども、他の団体の皆様方で今のご意見とおれとこのも同じやという、感じのものがございましたら、一緒にお答えをさしますが、どうぞ。黒川さん。

黒川委員 美里村でございます。今も芸濃町さんのお話にありましたように、美里村としましても、中学生 10 名をオーストラリアの方に派遣をしております。少子化とか国際化とかということで、村としては唯一の国際交流がこの事業でございますので、また、非常に効果が出ておるということで、学校当局ももちろんですし、父兄が大きな期待を持って、見守っていただいている事業でございますので、是非とも存続をしていただきたいなと強くお願いいたします。現行のままで海外交流を続けさせていただきたいなと。そのような方向での調整をお願いします。

会長 今、芸濃町さんのお話は 3 分の 2 でしたね、美里さんは 2 分の 1。それは、今のままでというふうに、お互いに横並びの話は気になりませんか。

黒川委員 勿論、横並びに、よろこんで、あくまでも、これに近い形での事業の存続をお願いしたいと思います。

会長 すいません。念のために、ちょっと考え方を伺いいたしました。あとは、結城さんところですか。ちょっと待ってくださいね。河芸町さん。

結城委員 美杉村の結城でございます。私どもも表の 2 / 2 ページに記載していただいておりますように、毎年中学 3 年生、全員、5 日間、中国へ派遣をしておる訳です。この経過をまず申し上げたいと思うんですけども、私の方も最初は限定した人数でございまし



た。非常に申込者が多うございましたので、当然抽選になる。その折に、中学生が自分も行きたいんやと。そういう中で限られておりますので、抽選にもれた人の心情、そういうことも考えて教育の平等と。そういう考え方から今度は希望者を全て派遣しようやないか。そういうことになった訳です。ところが、その折も自己負担でございましたので、今度は参加したいという中でも、中学生自らが家庭の事情等々考えて、行きたいけども申し込まない。そういうような声もあがってまいりましたので経済的にもということで全員が。ということになって、今日に来とる訳でございます。そういう中で、今回調整の内容は新市に移行後、速やかに調整する。合併後1年程度。これは全体の、国内、国際交流全体をさされている訳ですけども。私としては、やはり、そういう観点から、機会均等と平等、そういう部分も含めて、この1年程度の中で、いろいろとご検討をいただきたい。また、将来に向けても、そういう観点でご検討をいただきたい。そういう希望を持っておりますので、発言させていただきました。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それじゃ、水谷さん。

水谷委員 河芸町でございますが。発言されました各市町村の皆さん方と同様な面も含んでいる訳であります。前回、説明いただいた内容と含めて、今回の説明の中味をずっと噛み砕いて理解しようとしても、非常に理解が出来ない部分があります。それは、津市の例によって、それぞれに調整して、合併と同時にという、こういうスタンスが書かれておる訳であります。国際交流の事業につきましては、河芸町はちょうど、中国の邯山区と友好提携を締結をしておる訳であります。既に15年経過しておりまして、これは両国の間には、信義に基づいてずっと続いてきて、これが一部では津の鎮江市の交流については、そのまま新市に引き継ぐと。そうなっておりますところへ河芸町の国際交流については、これは調整してすみやかに無くする方向の話になっていくだろう。なんかおかしいんですね。扱い方がちょっと問題があるのではなからうかなというような感じも、実はするんです。ただ、こういう議論は何故なっていくんかなということについて、内容について、差し支えなければ説明を求めたいなというのがひとつ。それから、国際交流と言うとんのを、特に友好提携の締結をしておるんですから、一方的にこちらの事情で、もうだめなんですよというようなことを言えるもんだらうか。そういう面を考えていった場合、少しやはり、配慮が足りないじゃないか。こういうような事務的に、本当に、なんとなしに、そういう点の、国際間のすみにも劣るようなことをして、それで通るということであれば、これから先、信頼が置けないということになってくると。ということもございまして、少なくとも、この国際交流というのは相手側があるんだと、相手国があるんだということを忘れてもっては困るということを考えていきますと、新しい市の発足と同時に河芸の邯山区の交流が駄目なんだ。というような、そういう意図で取れるような文章表現はいかがなものかな。協議するんやったら全ての事業を対象にすると。ということが今の場合、皆が同じテーブルについてと言っているのではなからうか。そういうふうな感じですけども。いかがですか。

海野委員 1点だけ確認だけさせていただきたいのですが。幹事会の方でこの議論いただいております。基金の問題で、安濃町の基金は切り離すということでご意見を申し上げます。これは確認をされていると、こういうことを伺っているんですが。時間的ないともなかったものでありましょか、その点が、調整内容の記述がもれておりますので、そのへんの所を事務局に確認をいたしたいと思っております。以上です。

会 長 はい。それじゃ、今までのご意見まとめて、まだある。はい。

長谷川委員 私どもの委員長申し上げたとおりですけども。それに、はっきり言いますと河芸町1万8千何人ですけども、人口が。1万や2万の人口と違いますので、邯山区は15万ありますし、本格的な国際交流協会を作っておりますので、実質的には本当に津市と変わらんぐらいであります。今後津市が中心にやってもらたら困ることが、

だいが意見が出ましたので、その点十分ご配慮願いたいと思います。

会 長 それじゃ、お願いします。  
市民部会

まず、中学生等の海外派遣の公費負担の件でございますが、中学生の海外派遣につきましては、芸濃さん、美里さん、美杉さん等々ご意見ちょうだいいたしております、そのご意見の中でも、かなり強い調子のご意見もちょうだいした訳でございますけれども。私どもの部会・分科会としては、この負担は廃止していくという方向で、調整を行ってまいりたいところでございます、その理由といたしましては、まず、海外旅行は国全体で一般化されております現状では、公費助成によります海外派遣は、その使命がさうとう薄くなってきているのではないかと考えられることが1点ございます。また、当然のことながら、本制度の新市全体に適用していく訳ではございませんけれども。そうした場合、毎年相当の経費、金額が必要と試算されることもございまして、補助の制度については、廃止の方向付けを行ったところでございます。また、そして、特定の地域の学校とか生徒さんだけ、そして、また一部の生徒さんだけ、適用するという補助制度の継続につきましては、住民の機会均等、それらの観点からもふさわしくないと。そのように考えましたことから、方針といたしまして、現在、何度も津市が出てまいりますが、津市の方式を引き続き採用さしていただきまして、公募抽選によります公費資金の実施を主にやっていくと。また、一方学校単位では、交流事業補助金、それを準備いたしておりますので、学校単位で行かれる場合、その旅費を活用される形で、中学生、それと高校生にも門戸を開いております。そういった海外派遣制度を継続してまいりたいと。そのような形で方向付けを行ってまいったところでございます。それから、2点目の河芸町さんの邨山区さんとの友好交流でございますけれども、現在考えておりますのは、国内、それと国際交流とある訳でございますけれども。実際の交流の根拠といたしまして考えますのは、私ども、議決と調印によりたいと考えておりまして、邨山区さんにつきましては、新市と同格の市ではなく区であるということも1点ございますし。それらを踏まえまして、新市以降後には、いわゆる考え方というか、見直しを図っていくという形の調整付けを行ったところでございます。1年程度かけてということでございます。それから、安濃町さんの交流基金の点でございます。企業さんからという形で基金が構成されている形。これにつきましては、切り離していく。と、ということで、幹事会の方でも、合意を得ているところでございますので、結構ではなかるうかと考えているところでございます。以上でございます。

会 長 だいたいのお答えを申し上げましたでしょうか。河芸町さんはどうですか。邨山区の問題は。

水谷委員 今回の線引きといたしますか、整理の根拠というものに、こうだから対比制をとって、これから新市としてどうかとことがあったんだと、それをベースにしたというお話ですが、それでは、一転転じて国内の中の交流であれば、他のご意見見ますと、市だけじゃなしに、町もみんなやっておる。そういうような方針出ておりますよね。一貫していない話だと思うんです。私どもとしては、区であろうが、市であろうが、その行政の単位として、きちっと配置されておれば、りっぱな友好提携ができる相手の国だということをお認めお付き合いしてきた。こういうふうなスタンスを持っておるのに、今のお話でありますと、まったく、単なる行政のひとつの名称だけで交流の相手が変わると、線引きをするんだということであれば、これははっきり言って事務方の一方的な話じゃないですか。そのへんは今の話では、まだ判断できない話の部分のですよ。

長谷川委員 これにつきましては、ちょっと検討をしていただきたい。再検討お願いします。うちら、ものすごく本格的にやっていますので、国と国とですので、提携していますので、それも15万、16万都市ですので、そういう立場から考えて出来ませんので、再検討お願いします。

会 長 事務方に答えてもらいますけれども。長谷川さん、こういう問題はですね、部会でかなり、議論をしているんですけれども。その時に河芸町さんの議会の方は町長にお話してらっしゃるんじゃないでしょうかね。

長谷川委員 いや。

会 長 と言うのは、ここで、基本的な問題をひとつずつ、出てまいりますと、戸惑うんですけれどもね。

長谷川委員 そりゃ、正常そうですね。やっぱり、聞きまして議会に出しますと、国際交流の者が押しかけてくる訳ですわ。協会の。それで、これはなんとしても存続してほしいと。昨日も町長室にそれで来まして、1時間余おりました。しっかりしてください。そういう意味でだいぶ、政治的な判断をしてもらわんと事務的なレベルだけではいけませんので、ひとつ、高度な政治的判断をお願いします。

会 長 新しい団体の邨山区と提携をする。し直すということですか。それとも、今まで河芸町がおやりになってたから、ひとつ、市としての単位じゃなくて、今までの付き合い上、また、違った単位で、邨山区と付き合いをしていこうと、こういうことなんですか。津市対邨山区としての新しい。お宅の場合は友好提携ですか、姉妹都市になっていないのですか。友好提携。友好提携約束をもういっぺんしてこうと、こういうことですか。

長谷川委員 現状は、存続していきたい。新市になっても存続していきたい。

会 長 だから、津市としてもう一度邨山区ということなんですか。河南省邨山区でしたっけね。部会長がまた、説明をしたいと思いますけども。

長谷川委員 河芸町としては、やっぱり、これは対等合併という前提があったらあかんやないかという強い意見がございますので、そういう点で、ひとつ再検討をお願いします。

会 長 それから、もうひとつ。経費の問題がありましたけども。担当の説明で分かっていたいただきましたでしょうか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

黒川委員 会長が言われますように、分科会等で議論されておる訳です。私の方も当然職員が参加しておる訳ですが。聞きますと、当初は教育委員会の人間がお邪魔しておりましたのが、途中から市民部会の方のサイドで話し合いがなされておりました。この調整案が出てきましたのを見て、初めてびっくり、大騒ぎをしたというような実態がございまして、教育長以下教育委員会誰も知らない、こういうふうなことでございました。人づくり、教育の関係での国際交流と位置付けて、私の方はやっておりますので、こんなんですと、教育委員会の立場でご検討、協議をさせていただくのが、筋では無かったのかな。こういうふうに考えます。本来ですと、教育委員会の担当者が寄り、協議しておりましたら、もっと、いろいろ厳しい議論がなされたと思うのですが。全然関係ない課が行っておりましたも、さらっと流したような気配が十分ありますんで、もう一度、再度検討をしていただいて、再度検討をお願いしたいなと。その上で決まりましたら、当然そのように従わしていただきますが。教育部長さん、全然知らない中で。

会 長 その程度で。お気持ちは分かりますけれども。これは美里村さんの中の意思決定の問題ですから。あまり、あちら向け、こちら向けという話ではないと思います。それでは、野田さん、もう一度。

市民部会 河芸町さんの邨山区の関係でございます。1点申し上げたいのは前回の協議会の時に、報告案件という形で出さしていただいております。邨山区については、新市発足後、速やかに調整するという形で合併後1年程度というような形で、報告案件ということで、出さしていただきまして、町長さんも出ていただいていたということもございまして。また、その邨山区につきまして、先ほども申し上げましたように、議会の議決、そのような部分もそのまま重視していきたいなと考えておるところでございますし、今後部会の協議につきましては、いろんな部分を行きつ戻りついたしまして、かくしてこういう表現に落ち着いたということでございますので、発足後、速やかに

調整する、1年以内ということで、ご了解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。それから、美里村さんの教育委員会の検討という件でございますけれども。私どもの部会で取り扱うことになった経過といたしましては、市町村さんで検討の結果ですね。といいますのは、私ども津市の教育委員会では、中学生、高校生の海外派遣の案件は扱っていないという形で、私どもの所在しております国際交流の担当の方で中学生、高校生の方のも扱っているという関係で、津市の事務事業に、大変申し訳ないのですが、事業を合わさせていただいた結果、私どもで引き受けてご協議を賜っているところございまして、部会の参加につきましても、専門部会開きました時には、確か、1回目が教育委員会が部会に出ていただきまして、ご意見かなり拝聴いたした訳でございまして、結果、2回目は確か欠席であったと思いますが、こういう形でまとめさせていただきまして、ありがとうございますので、よろしくご理解の程をお願い申し上げたいと思います。

会 長 河芸町さん、今の説明、それから最初の説明も見てますと、何か友好提携止めるとか、そんな極端なことを申し上げている訳じゃありませんから。ですから、何かきついご意見いただいたけれども、ちょっと、そのへんは申し上げた調整案と違いますから、もう一度よくご覧ください。

この外国との付き合いにつきましては、いろんな形が出てくると思いますですね。自分とこの例申し上げて恐縮ですけども。私どももサンパウロとそれから中国と交流やっていますけれども、交流事業もやったり、やらんだりですね。お金のない時などは、控えていますし、ちょっとメモリアルの時なんかは、5年にいっぺんぐらいは、こういうことをやってみようかなとか。そういうような形でしておりますのでね。みんなそうだと思うんです。それで、決して外国との信頼を損ねるといふことには、これは約束事ですから。そのようにしましよとやれば、それでいいので。やはり、部会での、もうひとつ多分に政治的な判断というの、これは当然ですけども。やり方につきましては、事務方の調整で少し見てやっていただければ、こんなふうになります。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 特に、これ以上のご意見がございませんでしたら、一応この調整案につきまして、基本的に原案の内容で確認をさせていただきたいと思います。

・協議第34号 各種事務事業の取扱いについて  
消防防災関係(その2)

会 長 それでは、続きまして協議第34号、各種事務事業の取扱いについて、消防防災関係(その2)について、協議をお願いいたします。この内容ですが、自主防災組織、それから交通安全活動団体、それから三重県交通災害共済関係事務、その3つであります。まず、自主防災組織でございます。調整の内容といたしまして、現行のまま新市に引き継ぐ。調整の具体的な内容といたしましては、自主防災会については、新市においても拡充を図る。貸与する資機材については、津市の例によって調整をする。それから、自主防災組織の活動支援につきましては、各市町村の現行の補助制度を改めまして、消火器の詰め替え費用、または訓練用消耗品及び資機材を補助する。自主防災協議会については地域の特性を考慮しながら組織化を図る。それから、交通安全活動団体の項目であります。調整の内容といたしましては、新市に移行後も当分の間、現行のとおりとし、合併後3年程度かけて調整をしていく。調整の具体的な内容といたしまして、組織を一元化する方向で調整をする。構成メンバーの人員、設置時期は各団体の役員・事務局と協議し、負担金については、新市において調整をする。交通安全協会補助金については、合併時まで調整し、いくつかの市町村にございます交通安全父母の会等のそういった組織は一元化し、補助金については、合併後3年を目途に調整をしていく。また、交通指導員会につきましては、合併後、新制度を設立

する。続きまして、三重県交通災害共済関係事務の項目ですが、調整の内容といたしまして、新たに制度を制定する。(合併と同時) 調整の具体的内容といたしまして、配付方法は郵送に統一いたしまして、受付方法は金融機関の加入受付を主とした体制、加入開始時期は1月1日、無料加入は廃止をいたしたい。そういう内容でございます。このことにつきまして、ご質疑等がございましたら、お願いをいたします。はい、どうぞ。辻さん。

辻委員 久居市の辻です。前回とよく似た質問になるんですが、この区分25の三重県交通災害共済関係事務のうち、交通災害共済の無料加入についてなんですが、久居市は新入学児童にヘルメットを無償配布するとともに、新入学の小学生の掛け金を無料にしてまいりました。今、少子化対策、安全・安心のまちづくりの一環として、このような措置を久居市はやっておりますが、他町村、香良洲町さん他、たくさんの町村の方が大きな金額を無料にされておりますけれど、このときの分科会のご意見はございましたでしょうか。それだけお聞きいたします。

会長 はい、香良洲町さんのお名前が出てきたけど、他の団体の方、関係して。はい、美杉さん。

結城委員 私の方もご覧をいただいているように、無料にしとる訳です。この無料化を廃止するというのは、必然的に負担が生じるというのは、言うまでもない訳ですけども、やはり、今までにそういう美杉村の施策としてやってきた。それをいきなり、こういうことについては、どうかと負担軽減を図っておるし、そういう意見がございましたので、申し上げておきたいと思えます。

会長 ありがとうございます。白山さんの天花寺さん。

天花寺委員 白山です。美杉さんと同じですけども、津市さんの場合は、これ負担対象、無料対象者なし、その他ありますけども、一部分においては、だいたい、4町村ですか。こういうこともやっておりますけれども。白山町も同じ意見が出たんです。しかし、ここで、これどうも契約の時に加入者が負担するということになっておると思うのですが、ここで、決定してしまうのはどうかと思えますけれども、そういうことを無料にしている所もありますから、それは合併、やっぱり、新しい市が出来たことに再度そういうことに配慮しながら、決めてもらうというふうにお願ひしておきたいな。このように思っております。以上です。

会長 かしこまりました。お願いします。部会長さん。

市民部会 考え方等々、制度面から申し上げますと、この共済制度の対象につきましては、年齢制限がございません。誰でも加入できるものでございまして、加入者の掛け金が原資となりまして、補償を行っている訳でございます。そのために特定の年齢の人達、この場合で言いますと、小学生から中学生、幼稚園や保育園も含んでおりますが、そうした人たちの掛け金を、言わば、税金によりまして負担いたしますと、対象外年齢の加入者の方でございますとか、県下でございますので、地域の他の人の加入者への補償金を税になって賄っているというような判断がなされかねない部分もございまして。また、民間にございまして、同じような交通災害に関する保険がございまして、無料負担をしていく場合は、経費圧迫と、そのような考えも取れないこともなからうかと思っております。また、実施されてみえます自治体さんも、10の市町村のうち、4の自治体さんでございまして、無料加入の対象にいたしまして、新入学1年生の方だけの久居市さんとか、3歳児以上から中学生まで、全員を対象にされてみえます町までありまして、そういうので異なっておることもございまして、廃止は妥当ではなからうかと方向付けをした訳でございますし、久居市さん、安全のために無料化でやっているというご意見もちょうだいした訳でございますが、この共済の見舞金につきましては、事故が起こった後、支払われるものでございまして、いわゆる直接の安全対策ではないという考えでございまして、こういう安全対策につきましては、子どもたちの指導とか、啓発とか、訓練とか、或いは地域を交えた中での対策を講じていけ

ればなとそういうような考え方から、この調整につきましては、今回は廃止という方向付けをいたしたところでございますので、よろしくお願ひいたします。

会 長 11 回ですね。辻さんもおっしゃったように、協議会で災害共済の給付事務もそう  
でございましたけれども、私も思うのに、今、現にそれぞれの市町村で、施策で、実施してらっしゃること、まだしてないこと、それから、その実施をしていらっしゃっても、いろんな差がある。こういう問題の調整方針なんですけども、私も、それぞれの事業採択をなさっている市町村のお考えというのは、これは経過も十分それぞれの団体では、あつての今日ですから、私自身はその存在にいいと言うのは、それぞれの団体の中ではですね。全体としては、今、部会長が申しあげましたような考え方がありますけれども、それぞれの団体の中では、必要なものであったとこんなふうには理解はします。けれども、しかし、やっぱり、合併に際して判断は、私は、やっぱり従来の形はある程度合併時には整理をして、出直さざるを得ないのではないかな、こんなふうにも思うのです。今、お聞きをいただきましたように、それぞれの部会、それから幹事会でも、勿論そういったことは、承知の上でこういう調整案を出してきたものでありますので。そういう考え方といえますか、そういう類の調整案は、是非、私としましては協議会の本席では、尊重していただきたいな、こういうふうに思います。白山町さん、おっしゃいましたけれども、整理をするということは、制度を廃止をするということも含めますから、合併の時には、おそらく住民の皆さんは、それはデメリットではないかと主張なさるかも知れません。それは、確かにその部分だけを捉えれば、そう言われるとおりかも知れません。しかし、行政そのものは、ここでものを決めて、普遍肯定のものではございませんから、それぞれのそのときの行政需要に沿って流動してまいりますので、私は、こういう一つひとつのことこそ、今整理をしておいて、そして、新しい団体が出来た時には、その中で、その施策がどうしても必要だと、こういう所は無料にするのが今の考え方だというようなことでもあれば、やっぱり、新設の意思決定のラインの中で、きちんとやっていただいているのではないかな、こんなふうに思います。一言で全て申し上げれば、やっぱりスタート時は、やっぱり、その時の調整はなるべくあとから、あとの人に大きな負担の掛からないように、何て言うか、それから議論をしていただけるようにしておくのがいいんではないかなと思いますね。いろいろご意見はあろうかと思ひますけれども、是非、部会なり、幹事会なり、議論を一度よくお考えいただきたいな、こんなふうに思ひます。幹事長さんはいかがですか。大事の問題ですので、部会もそうですけれども、幹事会でそれぞれの、助役さんなり、収入役さんなり、ご議論いただいていると思ひます。調整をひとつ聞いてみましょう。

幹事長 幹事長をしております津市助役の高橋でございます。この交通災害共済の利用対象者につきましても、幹事会でだいぶ議論がございました。その中で、この制度などは元々任意の制度であります。強制加入ではございません。県の委託事務として実施しているものでございます。そういう中で特定の人にだけ税金で掛け金を負担するということは、やはり適当ではないのではないかな。また、新市の一体感といひますか、公平感を考えれば、特定の地域の方だけに公費税金で掛け金を負担するというのも、やはり、納得が得られないのではないかなということも踏まえまして、全体として、これについては廃止をしていこうということで、ご同意をいただいたということでございます。加入率を見ましても、必ずしも医療対象で、公費で行政が掛け金を負担している所が加入率が高いという訳でもないという実態がございましたことから、廃止ということで、皆様にご同意をいただいたところでございます。

会 長 どうでしょうか。はい、天花寺さん。

天花寺委員 この三重県交通災害共済関係のことにつきまして、調整の内容どおりで新たに制度を制定するという事で承認しているのですが、さっき、申しあげましたように、今、制度の方法で、やっぱり決めておいて、新市の財政の状況を見て、お考えを願ひたい

というふうに申し上げているので、最初からだめだとは言っておりませんので、そのへんを、ひとつ、ご了承いただきたいをお願いしたいと思います。それから、そういうことで私ども確認しましたけれども、34号の消防関係の自主防災組織について、よろしゅうございますか。また、そのあとになりますか。

会 長 ちょっとお待ちくださいね。今の問題整理してから。どうぞ。

結城委員 言葉尻を捕まえてということは全然ございませんけども、今幹事長が申しされた任意での保険の加入、それを税金を使って、全部無料にしようとする。そういう意味のお話がありました。私どもは、きっちりと議会で議決されて、実施をして、それからまた、住民の皆さんも、そのことを理解していただいて、今日まで実施してきている。それは、胸を張って申し上げます。お答えさせていただきます。

会 長 それは、私が申し上げました、それぞれの団体の中で、その政策を選択することについては、十分ご議論もあり、それぞれの経過もおありになっただろう。尊重するんだけれどもという言葉で代理をさせていただきました。幹事長は中での議論のいろんな数々を申し上げた。こんなふうに思います。そういう意見も確かにあったと。ご理解いただきましたでしょうか。辻さん、よろしゅうございますか。あまり念を押すとあかんかもわからんから。どうかな。今、天花寺さんがおっしゃったようなことは、よくわきまえて、また、気をつけていきたいとしたいと思いますということで、よろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。それでは、34号を原案どおりの内容で確認といたしまして、次35号、各種事務事業の取扱いについての窓口業務、はい。失礼しました。

天花寺委員 私どもで、白山町の委員会において、問題になりましたのは、調整の内容として新たに制度を制定すると。いや、現行のまま新市に引き継ぐという部分で確認したわけですけれども、その調整の具体的内容について、特に、その中に書いてあります消火器3本程度の詰め替え費用を限度とするというんですか、上限とするということについて、申し上げたかった訳です。その消火器3本分といった、設定した内容として、1防災組織がいったい何名ぐらいの組織を対象に算出されたのか、私どもにおきましては、自主防災組織が10個ぐらい、昔で言う、町内会と言いますか、そういう単位で10個ぐらい、大きいところは90個、場合によっては350個ぐらいがボランティアで出勤する場合があります。その中で、こういう数字を決定してもらうのは、非常に迷惑だ。議論はいったい、どれぐらいの組織を基準として決めたのかということなんです。更に、調整の具体的内容においては、各自主防災だけを考えられているような感じがするんです。しかし、私ども山間地域においては、台風或いは豪雨時の防水、防災が非常に重要な問題になります。自主防災の重要な活動ですから、防災、こういう台風とか、豪雨の場合は全町村にわたるので、その自分とこの安全、或いは防水、或いは通路の確保ということに対して、地域の消防団の援助がなかなか得がたいと、これは既に前にもあったんですが、私ども自衛隊の官舎36戸に対して、10数戸が浸水始めたと役場に連絡したところが、10数戸の家庭が雲出川の増水で孤立しておったという折に消防団派遣したと。だから、地域に対して派遣してもらえない。従って、地域の人が道具を担いで持ってきたり、自分で持ってきたり、その地域の人を重機を提供する人があって、重機を使いながら、地域の人を招集しながら、そういうことに当たったとという事態があります。そういうことから、すれば、単に火災じゃなくて、大きな人員があるということの上で、考えていただきますと、こういう数字を決めたり、ある数字を決めたりするのは、ちょっと、排除して、自主防災活動の程度に応じて補助するとか、支援するとかという程度にしてもらった方が問題ないんじゃないかなというように思いますが。これは、白山町だけではなく、おそらく、山間部の狭小な所で鉄道線はりついたり、或いは河川の近くにはりついたり、常に生じることだと思いますので、そのへんもひとつ配慮して文言を変えていただいたらどうかなと思います。ということで、お願いしている訳です。

会 長 はい、分かりました。何か部会でお話ございますか。はい。  
市民部会 今、先程おっしゃいました、自主防災会がどれだけの規模かということでございます。だいたい、平均で200世帯がひとつの自主防災組織というような内訳で位置付けてきたところでございます。そして、地域消防団への援助的な初期防災の関係だけではないかということで、地域の消防団への援助ということにつきましては、消防部会の方でお願いをしている。こちらは、防災組織と見る形でございますので、地域消防団の案件につきましては、ちょっと省かせていただいているところでございます。また、15,000円、3本程度の詰め替え費用、その組織の大小によって、臨機応変にというご意見をちょうだいした訳でございます。単純に世帯がどれだけだから、どれだけここは置いたらいいのかというようなことも考えた訳でございますけども、訓練やっていたのは、同じような内容で、同じような器具を使ってやっていたということから、平準化させていただいた方が適切ではなからうかという形で約3本程度の詰め替え費用を、こちらの方で充実させていただいて、その費用を弾力的に活用されたい。消防機器なり、費用に当てていただくという形で活用していただければなという形で述べさせていただいたところでございます。

会 長 どうぞ。

天花寺委員 今、200戸ぐらいと言われましたけど、私とこ、非常に町中ですけども、4、5区に分かれておりますけれど。全部寄せても、350戸ぐらいです。町では200戸がいいかも知れませんが、非常に広範囲にわたる訳ですね。もう一つは、谷間であれば、川沿いを沿っていますから、まず、より200戸より広くなる訳ですが、私とこも委員が出て、いろいろ専門部会なり、分科会、いろいろ協議さしてもらっているわけですが、おそらく、細部については、はたして、全部認識して会議に出席しているのか、疑問ですけども、それはいいんですけども、この数字を決めると、消火器3本程度というのは、何か非常識なように思うんですね。ですから、それをもう少し応用するならば、活動費程度にしてもらえば、こんな大きな問題に、うちの特別委員会では騒がんで良かったように思うんですが、そのへんの表現も直しといってもらったらどうかと思った訳です。

会 長 なるほどね。天花寺さんのご意見もお伺いし、それから、部会長の意見も伺ったうえで、このことは、私が申し上げておきますが、確かにおっしゃるように、これから、防災というのは、新市にとりましても大事のことです。それから、それぞれ地域の形が違っていて、おっしゃるように、消火器3本とまで書かなくてもええやないかなと私も思いますし、消火器だって、大きいのもありや、小さいのもあるので、なんや、3本なんてややこしい話になっても、おかしい話ですけども、表現はおっしゃるとおりにいたしましょう。気持ちは、いろんな制度を横並びに見て、部会は一志町さんの格好がいいんじゃないかなというような格好で、具体的にはそれを採用したようです。モデルの一志町さんはどういうふうに思っているのでしょうか。分からんけれども。しかし、申し上げたように、そこまで、具体的に記述する必要もありませんから、仰せのとおりいたします。よろしゅうございますか。

(異議なし)

・協議第35号 各種事務事業の取扱いについて  
窓口業務(その1)

会 長 それでは、34号のまとめを先に申ししまいましたけれども、今の、天花寺さんのお話の修正も含めまして、確認をさせていただきまして、35号に移ります。これは、窓口業務で、内容は、アストプラザオフィスと、それから、ポルタ久居の駅前の出張所の開所時間、それから休館日の2項目であります。開所時間は津市の例により調整をすると、調整の具体的な内容といたしましては、平日は午前8時30分から午後8時まで。土、日、祝日は、午前8時30分から午後5時まで、こういうふうな形で、また、



休館日は現行のまま新市に引き継ぐ。こういうことになっております。これは、久居市さんと津市の問題かなと思いますし、時間の問題ですから、何でここで、こんなに、せんならんかなという気もした訳ですけども、何かご意見ありましたら。

池田委員 久居市の池田でございます。この駅前出張所は、ポルタひさいにございますが、これは、トワイライト市役所と名うちまして、夜を中心に利用していただこう。こういうことで作ってきました関係から、時間を8時までに短縮ということについては、現行どおりにしてもらいたいという強い意見がございまして、実態としても、夜の8時から9時の間でも、かなりといいますか、一定の利用者がございますので、さらにこれから新市になると、一志町、白山町、美杉村の人も津市からの帰りに利用していただけるのではないかと。そんなことから、現行どおりの時間帯でお願いをしたい。こういうことですので、よろしく願います。

会 長 ちょっと伺っておきたいけど、どうして、これはこんなに、あまり時間のことだからと、私は思ったけども、何か私の知らない部分の議論があったんだしたら、紹介してください。よかったら、久居市長さんのご意見にああそうですとおっしゃっていただいても結構です。

市民部会 大変お答えしにくいわけなんですけども、私どもアストプラザの方が、8時まで開いておる訳でございますが、7時から8時の間の時間帯の来客を見てみますと、13年度は2人、14年度は3.9人、15年度は5.5人でございます。そして、久居市さんのご意見等々拝聴いたしまして、ポルタさんでどういう形で8時、9時残業の方に何人みえますかと、お訪ねした訳でございますが、実はカウントしてみえなくて、昨日、一昨日とやっていたのが、8時から9時が各2人ずつということでした。来客の人数はそんなことでございますが。もう1点、午後8時、津市にあわせていただくいたしました理由といたしまして、電算の処理の関係がございまして、業務終了後に電算の汎用機を使用します各課のオペレーション業務といいますか、それを翌朝までに確実に完了させるためには、処理件数が、これから新市になって、増加も見込まれるということで、9時まで業務をしていただくと、あとの整理から報告の時間を勘案いたしますと、時間的に翌朝の業務までには完了が懸念されるというようなことも聞き及んでおりましてですね、そういったことから、津市の開所時間をこのような形で、あわせていただくというような形の表現といいますか、調整をさせていただいた訳でございますので、よろしく願いたいと存じます。

会 長 いいですか。野田さん、私が申し上げても、やっぱり、公共団体のサービスというのは、なるべく住民の皆さんに、いろんな機会を利用していただきやすいように、だから、時間もそれから休館もなるべく少なくする。しかし、人件費とかいろんな費用に関係します。さっき、おっしゃったオペレーションシステムのことなんかでどうしても駄目だというなら、これはいけませんけれども、できれば、私は今までやっているサービスの時間は新市になって短くしない方がいいとこんなふうに思いますから、それでよかったら、皆さんへのまとめにしておきます。いいですか。はい、どうぞ。

永田委員 美里の永田でございます。この件についてのアストとポルタ、これについては、私たちはどうということはございませんけれども、部会の中で、各市町村の支所、支所になる訳ですわね、その中でも、土曜、日曜をこういった形でやったらどうやというような意見は出なかったのかどうかということ、まず、1点お伺いしたい。

会 長 これは、どの部会。そうですね、組織委員の人もいますか。今日は提案していないから、実際やっている部会がいませんので、ちょっと議論が聞けませんけれども。

永田委員 私たちで出た意見とすると、アストとポルタがこれはやると。しかし、合併したら、職員もたくさんおるんだというような中で、同じようなことを各町で、土曜、日曜、時間は夜8時までやらずに結構ですけども、そういったサービスを、今会長さん言われたように、住民にいろんな面で、我々ここでも住民サービスをやっとなら、サービスもみんな一緒にするんだから、それは取り止めやというようなところもたく

さんありました。そういった面からすると、こういった所ぐらいは同じようなスタートにするのであれば、そういった所も検討して、各市町村で、窓口業務を夜の8時までやれという訳ではございませんけれども、せめて5時までぐらいは、これは前々から、うちの村とすると、祭日、土曜、日曜にしてきたことをやれということは、再三出ておった訳なんです。だから、そういった面をひとつ検討していただければな。そうすれば、各スタートも今書いていただいて、スタートも各町村同じになるのではないかな。そして、ひとつの提案として、利用状況を見て、3年ぐらい利用状況を見て、あまりにも少ない所だったら、廃止するというのも、それも結構ですけども、そういった面もひとつ、同じ今も会長さんの言葉尻ではありませんけども、住民サービスという面からおいても、是非とも、そういったところは、検討してほしいな。このように思います。

会 長 部会がありませんので、私が話していくけども、確かに申し上げたように、そういうご利用していただく機会の多い方がサービスには違いありません。私が、久居市さんの例で申し上げたのは、今までやっていて、短くすることはないだろうという意味も強いんですけども。でも、この開庁時間の延長というのは、結構、僕は問題があると思います。その担当窓口だけ居ただけではいけませんしね。これ、どんなお客さんがいらっしゃっても対応できるように、やっておくとなると、かなりのスタッフを配置をしておかなくちゃ。折角行ったのに何やと、また明日の朝いらっしゃいではとこういうことは、往々にしておきますから。こういうのは、完全に自信の持てるサービスが出来るような体制、アストにしても、ポルタにしても、そりゃ民間がその時間を開けていますから、何や民間が開いているのに、公はもうシャットアウトかというようなことのないように、開いておる訳で、それなりの体制を取っておりますので、出来るようなもので、私は、ちょっと中途半端なやり方というのは、かえってこういう問題を住民の皆さんに不信を持たれるのかなという気もいたしますし、それと、もうひとつ、それこそ言葉尻ではありませんけども、職員が余っとるでというのは、これはちょっとご免をしていただきたい。どんな部署でまわしていくか、また、職員構成をどうしていくかは、また、別の次元の問題でございますので。ただ、基本的なサービスの充実ということは、よく分かります。だから、勤務時間内で、もっといっぱい仕事を住民の皆さんに対する仕事をしておってもいいんじゃないかとか、いろいろ、これは私どもの市役所や役場が何時までお客さんを受け付けているかをちょっと存じませんので、軽々には申し上げられませんけどもね。これは、やっぱり、職員が時間中勤務しとる以上はお客さんがいらっしゃった時に時間が終わったからどうだとか、今お昼時間やで、ちょっと待ってととか、こんなことは、おそらく、どこもないとは思いますが、きちっとしていきなさいかなと。

永田委員 すいません。今申し上げた、せめて、土曜、日曜、田舎の方も郡部によりますと、勤めもいろんな所へ分散して、土曜日休みの時やないと、どうしても役場に行けないことがある訳なんです。その今、会長さん言われたように、何でも対応できることやなかっても、せめて、これとこれだけは支所で扱いますよというようなことで、もうひとつ、その上のことやったら、アストへ行かなとか、ポルタへ行ってくださいとかというようなことで結構なんです。そういったことが出来ないですかねというような形で、お願いしておる訳なんです。

会 長 お気持ちは分かりますけれども、今のところは、休みの時には、どうぞ、ちょっと、足を伸ばしてアストへ行ってください。ポルタにどうぞとこんなふうをお願いするのが、今までの形から。でなきゃ、今までの団体でもやれていくことでしょ。簡単にやるのであれば、何もどこどこ町、どこどこ村だって、明日からやるうとすれば、もちろん、条例等々、きちっとしとかなきゃあきませんから、そんな明日からという軽いものではないですけども、やるうと思えばやれることですからね。それでも、なおかつ、やっぱり、今までみんな揃って勤務時間というものを普通は大事にしているの

は、それなりのいろんな問題があるからかなと思ひましてね。お気持ちは拝聴いたしました。が、ちょっと、じゃあという答えは保留をさせてください。はい、どうぞ。

水谷委員

今からお尋ねする点については、直接担当の方がおらんということであれば難しいかも知れませんが、この窓口業務の観点について、アストとポルタ久居ですか、このことでのサービスを提供することは理解するんですけども、ただ、こういうものをお出ししていただく前に、窓口業務のサービスを低下さしてはいかんという立場を、もし調整していくということであれば、合併後について話し合いをしている各市町村ともそういうふうなサービス窓口は置く必要があるのではなからうか。そういう面で今お話があったように、今の庁舎を、総合支所というような役目を持たして、やろうというような発想が、うまく利用できるというか、運用できれば、そういうものの検討もやっぱりいるんだらうなということを考えながら、ものを見ていった場合、この総合的な形の話の反面、組織機構というか、新しい津市がどんな機構を持って、どういうサービスをするのかということが、はっきりしない。やっぱり、そういうことを先にしといて、或いは、構想を出しておいて、こういう窓口サービスはここと、ここだよという配置をせな、本当の議論のすじが成り立たんと思うんですけども、どうも、そのへんがどこかで狂ってるなと。それから、もうひとつ、非常に進んだ情報で、三重県でも出ておりますがね、窓口サービスを合併によって落とさないことで、どういう形でやるのかと、端末処理について、コンビニエンスストアとか、郵便局とか、こんなところまで置いておる所あるんです。名前上げますと、名張市もそうです、大宮町もそうなんです。そういうふうなところまで、試行錯誤して採用しているところがあると思うと、まだ、それについては、一步も前進してないところの議論になっている。だから、少なくとも、どういう組織に構えて、新しい市の運営をしていくのかということ、構想がはっきりしないんじゃないか。感じを持っているんですが、そんなことで、何か説明をいただくこと出来ますか。

会長

はい。私が。新しい都市の構想というのは、まだ、皆さんにお話しておりませんから。そりゃ、順序がさかさまやないかと言われれば、そうですけども。別にどこか狂っている訳じゃなくて、何千件ってありますから、とにかく部会でやれるところから、どんどんやっていけとこういうふうになっています。だから、もし組織について、こういうようなかっこうで、やりたいというふうに、皆さんにお諮りすることができると思います。それから、具体的にひとつお話になった郵便局で、ちょうど、私、昨日、東海郵政局の懇談会に出ておりましたので、郵政公社の総裁にお願いしまして、地方公共団体とそれから郵政の関係について、いろいろと、郵政は郵政なりにもっと利用してくれとかいう話であって、私は私なりにもっと手続きを減らしてほしいということ、いろいろと、そんなような話をしておるんですけども。合併をして、ちょっと話は変わるかも知れませんが、合併をして時期になってまいります時に地域の皆さん方からのご懸念は、まずは、住民の皆さん方と、それから行政組織間の距離が遠くなるのではないかとのご懸念がひとつと、もうひとつはよく結城さんがおっしゃっていましたが、地方の良さというか、独自性というか、アイデンティティーが失われていくのではないかとのご懸念があり、前半の住民の皆さんと、それから、行政組織との距離の問題ですけれども、これは、やはり、今ある庁舎を活用いたしまして、やはり、支所機能というのは、持っていかなざるを得ないのではないかと。ただ、今の役場と同じような支所業務であったら、何のために合併しているのか、それは、それであっても、いろいろと効果はありますけれども、いろいろ合併効用の1年の行政コストを下げるということの意味では今の同じようなやり方を置いておいたのでは、何にもなりませんので、それは、やっぱり、考えていかなければなりませんけれども。だから、集中するのは何、それから中間的に集中するのは何、今のまを置いておくのは何、というふうに整理をして、一定な皆さん方にお話をしたいな。こんなふうな思っておりますので、後先になりましたことは、少し事務の遅れをお詫びいたします

けれども、今、大車輪でそんなことをまとめておりますので、またご覧ください。その時に、きっと今のご意見を、私は、活かしてお目につけようと、こんなふうに思っております。どうも、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 はい。それでは、久居市長さん、失礼をいたしました。というような勤務時間で頑張っていきたいとこんなふうに思います。それでは、ずっとお願いをしてまいりました協議事項は以上でございます。

#### 4 新市まちづくり計画（修正原案）について

会 長 それから、会議次第の次、新市まちづくり計画、修正原案につきましてを議題とさせていただきます。8月に原案をお示しをさせていただきました。それからあと、9月から10月の初めにかけて、それぞれの市町村さんで、新市まちづくり計画にかかる意見交換会を実施をしていただきました。ご意見をちょうだいいたしました。また、それぞれの市町村の窓口でありますとか、ホームページの閲覧を通じましても、ご意見をいただいております。いただきましたご意見を踏まえまして、加筆、修正したものでございます。ただ今、修正原案として、皆さんにご覧をいただいておりますのが、それでは、事務局の辻次長から少し中味をご説明をしたいと思っております。じゃ、辻さん。

##### ・資料に基づき事務局次長から説明

会 長 説明は以上でございます。何か特にご質問があれば、というお受けはいたしますが、また、ご議論は、今、辻が申しあげましたように、次の機会にお願いをしたいと思っております。それで、主な事業と、それから財政計画につきましては、次回11月6日になりますが、何とかそれまでで調整をしたいと思っておりますので、暫く時間をください。それでは、次の会議次第の5次回協議会の日程等につきまして、事務局長から説明を申し上げます。

#### 5 次回協議会（第13回）について

日 時 平成15年11月6日（木）午後6時  
場 所 久居市総合福祉会館 3階 大集会室  
協議予定事項  
協議第36号 消防団の取扱いについて  
協議第37号 各種事務事業の取扱いについて  
消防防災関係（その3）  
協議第38号 各種事務事業の取扱いについて  
生涯学習関係（その3）

会 長 36、37、38につきまして、ご説明いたしました。次回協議会で、ご協議をいただきたいと思いますので、それぞれの団体におかれましては、ご検討いただきたいと思います。事務局、何もなければ、これで終わりですね。ありがとうございました。今日予定をいたしております事業は以上でございます。ちょっと今日は時間をかかりまして。お疲れの中、恐縮でございました。どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

平成 15 年 11 月 25 日

署名委員 1号委員 美杉村長

結 城 敏 印

2号委員 芸濃町議会市町村合併調査特別委員長

柴 田 春 生 印

3号委員

木 下 美佐子 印

**会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。**